



県章

山形県公報

平成17年1月7日(金)

第1608号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

県議会定例会の閉会.....	(財政課) ... 3
山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(健康福祉企画課) ... 同
指定居宅サービス事業者の指定.....	(置賜総合支庁福祉課) ... 4
山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....	(児童家庭課) ... 同
山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....	(庄内総合支庁水産課) ... 同
肥料の登録事項の変更の届出.....	(農業技術課) ... 6
肥料の登録の失効.....	(同) ... 7
土地改良区の役員の退任の届出.....	(村山総合支庁農村計画課) ... 同
土地改良区の役員の就任の届出.....	(同) ... 8
都市計画事業の変更の認可.....	(都市計画課) ... 9
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....	(同) ... 同
土地区画整理組合の設立の認可.....	(同) ... 同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ... 10
県道の供用の開始.....	(同) ... 同
道路の区域の変更.....	(最上総合支庁建設総務課) ... 同
同.....	(同) ... 11
県道の供用の開始.....	(同) ... 同
道路の区域の変更.....	(庄内総合支庁建設総務課) ... 同

教育委員会関係

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則.....	12
------------------------------	----

告 示

山形県告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成16年11月29日招集した山形県議会定例会は、同年12月17日閉会した。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県告示第2号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.425パーセント」を「年0.4パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成16年12月10日から適用する。
- 平成16年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社スナー 南陽市宮内778番地1号	天然温泉竹とんぼ“彩時季” 東置賜郡高畠町大字入生田2068-1	通 所 介 護	平成16.12.24

山形県告示第4号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年12月10日から適用する。
- 平成16年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第5号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更した。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

変更後の山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

- 1 第一種特定海洋生物資源の平成16年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
す け と う だ ら	4 月 から 翌 年 3 月	若 干
ま あ じ	1 月 から 12 月	若 干
ず わ い が に	7 月 から 翌 年 6 月	43トン
す る め い か	1 月 から 12 月	若 干

- 2 第一種特定海洋生物資源の平成17年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
す け と う だ ら	4 月 から 翌 年 3 月	若 干
ま あ じ	1 月 から 12 月	若 干
ず わ い が に	7 月 から 翌 年 6 月	49トン
す る め い か	1 月 から 12 月	若 干

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成17年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種

類に係る漁期は次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	管理の対象となる漁期	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	平成17年9月1日から 平成17年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業	平成17年3月1日から 平成17年4月30日まで	2,173

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成17年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	管理の対象となる漁期	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	平成17年9月1日から 平成17年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業	平成17年3月1日から 平成17年4月30日まで	2,173

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第6号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料の登録事項の変更について次のとおり届出があった。

平成17年1月7日

山形県知事 高橋和雄

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
山形県 第417号	米ぬか油 かす及び その粉末	2.5米糠油粕 粉末	コーユ株 式会社	山形県酒田 市松美町13 番地212	生産業者 の住所	山形県酒田 市山居町二 丁目5番3 号	山形県酒田 市松美町13 番地212	平成 16. 8. 9
山形県 第422号	なたね油 かす及び その粉末	5.3なたね油 かす粉末						
山形県 第445号	米ぬか油 かす及び その粉末	粒状米ぬか油 粕						
山形県 第446号	混合有機 質肥料	豆腐かす混合 米ぬか油粕						

山 形 県 第 448 号	混合有機 質肥料	油かす入りバ イオ肥料コー ユ					
山 形 県 第 449 号	混合有機 質肥料	発酵ユーク					
山 形 県 第 454 号	混合有機 質肥料	有機 4 - 5 - 2					
山 形 県 第 455 号	混合有機 質肥料	有機 3 - 8 - 2					
山 形 県 第 458 号	米ぬか油 かす及び その粉末	油かす2.5- 7.0-2.5					
山 形 県 第 463 号	混合有機 質肥料	エリート有機					

山形県告示第7号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成17年 1月 7日

山形県知事 高 橋 和 雄

登録番号	肥 料 の 種 類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		失 効 年 月 日
					名 称	住 所	
山 形 県 第 449 号	混合有機 質肥料	発酵ユーク	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.5 加里全量 2.0	含有を許さ れる有害成 分の最大量 (%)は、公 定規格のと おり	コーユ株式会 社	山形県酒田市松 美町13番地212	平成 16.10. 1

山形県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、若木土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年 1月 7日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 口 久	山形県東根市若木通り四丁目24号
同	安 達 宗 一 郎	同 神町菅団中通り22号
同	渡 邊 一 夫	同 大字観音寺1006番地
同	中 野 孝 一	同 大字荷口70番地
同	安 達 茂 夫	同 大字野川2215番地の 1

同	新 関 広 志	同	板垣西小路55～4号
同	武 田 修 一	同	天童市大字大町150番地
同	植 松 富 士 雄	同	東根市大字羽入1860番地
同	村 山 正	同	天童市大字川原子3023番地の1
同	工 藤 和 雄	同	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目8番地の1
監 事	大 類 彦 幸	同	東根市若木通り一丁目79号
同	植 松 孝 光	同	大字羽入149番地
同	森 谷 勝 男	同	天童市大字川原子1488番地の3

山形県告示第9号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、若木土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 達 茂 夫	山形県東根市大字野川2215番地の1
同	渡 邊 一 夫	同 大字観音寺1006番地
同	大 場 英 雄	同 板垣中通り35号
同	安 達 宗 一 郎	同 神町営団中通り22号
同	村 山 正	同 天童市大字川原子3023番地の1
同	武 田 修 一	同 大字大町150番地
同	大 類 彦 幸	同 東根市若木通り一丁目79号
同	植 松 富 士 雄	同 大字羽入1860番地
同	中 野 孝 一	同 大字荷口70番地
同	工 藤 和 雄	同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目8番地の1
監 事	植 松 孝 光	同 東根市大字羽入149番地
同	水 戸 吉 昭	同 天童市大字山口2083番地

同	櫻 井	淳 同	東根市若木通り一丁目89号
---	-----	-----	---------------

山形県告示第10号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年 1月 7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称
山 辺 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 山辺町公共下水道
- 3 変更内容
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 事業施行期間
平成元年 7月28日から平成18年 3月31日まで

山形県告示第11号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月 7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 酒田都市計画下水道
 - (2) 名 称 酒田公共下水道
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第12号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成17年 1月 7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 組合の名称
東根市神町北部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
東根市神町東一丁目2番1号
- 3 施行地区
東根市大字若木字若木及び字野川向の各一部
- 4 事業施行期間
平成17年 1月 7日から平成24年 3月31日まで
- 5 設立認可年月日
平成17年 1月 7日
- 6 事業年度
毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで
- 7 公告の方法

組合事務所の掲示場及び東根市役所に掲示して行う

山形県告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花836番4から 同	3957番まで	旧	16.0メートル ↓ 14.4	メートル 50
同	上	新	16.0メートル ↓ 15.0	同上

山形県告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山辺郡山辺町大字大寺字竹ノ花836番4から
同 3957番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月7日

山形県告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向町最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡最上町大字月楯字下川原1988番から 同	1974番まで	旧	13.8メートル ↓ 6.8	メートル 152
同	上	新	16.2メートル ↓ 6.8	同上

山形県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町大字堀内字本堀内711番2から		旧	13.5メートル	94
同 字堂ヶ沢3029番まで			7.8	
同	上	新	21.0メートル	108
			8.8	

山形県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町大字堀内字本堀内711番2から
同 字堂ヶ沢3029番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月28日

山形県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年1月7日から同年1月20日まで縦覧に供する。

平成17年1月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 升田観音寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡八幡町草津字坂ノ下78番3から		旧	63.2メートル	69
同 上まで			49.0	
同	上	新	52.0メートル	同上
			45.8	

教育委員会関係

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月7日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和30年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第1項根拠規定の欄中「、別表第2」を「から別表第2の2まで」に改め、同表第3項根拠規定の欄中「・免許法附則第9項」を「・免許法附則第9項
・免許法附則第18項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。